

職場積立 NISA 利用規約
(つみたて投資枠・成長投資枠 併用 口座振替方式)

第 1 条(目的)

本規約は、職場積立 NISA(以下「本制度」という。)を、役職員等の自助努力による計画的な資産形成を支援する制度と位置づけ、本制度を通じて、役職員等の生活の安定と将来への備えを充実させ、多様なライフスタイルへの対応力を向上せしめることにより、福利厚生を増進を図ることを目的とする。

第 2 条(制度)

1. 本制度は、前条の目的を実現するために、第 11 条第 1 項に定める投資信託等の累積投資を、租税特別措置法に基づく少額投資非課税制度(以下「NISA 制度」という。)における特定非課税累積投資契約に基づき設定された非課税口座内の特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を活用して買付けを実行することを原則とする。
2. 本制度は、前項に定める原則のほか、役職員等が課税取引により本制度を活用することを妨げない。

第 3 条(制度運営の委託)

1. 当社(以下「事業主」という。)は、本規約に基づく本制度の運営業務を以下の者に委託する。
 - 名称:株式会社広島銀行
 - 所在地:広島県広島市中区紙屋町 1 丁目 3 番 8 号
2. 株式会社広島銀行(以下「NISA 取扱業者」という。)は、役職員等から「職場積立 NISA の申込みに係る同意書」の提出を受け、当該約款及び関係法令諸規則に従い、以下の各号に掲げる業務をはじめとした本制度の運営業務を行う。
 1. 運用対象となる金融商品の選定
 2. 利用者(NISA 取扱業者に「職場積立 NISA の申込みに係る同意書」の提出している役職員等をいう。以下同じ。)が行った注文の受注及び執行の取扱い
 3. 利用者に対する取引履歴、資産残高、年間投資枠・非課税保有限度額の費消状況及び信託報酬等の通知
 4. 利用者に対する運用の方法についての情報の提供
 5. 拠出金の口座振替業務

第 4 条(NISA 取扱業者の確認)

事業主は、もっぱら利用者の利益の観点から、本制度の運営業務を受託する能力等を具備しているかについて適切な確認を行った上で NISA 取扱業者に本制度の運営を委託するものとする。

第5条(利用者の資格)

本制度の利用者は、満18歳以上かつ事業主から給与や賞与等の名目で定期的に報酬を得ている者で以下の各号に掲げる者とする。(但し、利用開始時に当社の役職員であり、申込日以降に退職等の事由により当社の役職員でなくなった場合でも、継続して本制度を利用できるものとする)

1. 取締役、執行役及び業務執行社員並びに監査役及び監事等
2. 従業員(事業主と労働契約を締結する者をいい、正社員・期間社員・臨時社員、雇用契約・嘱託契約の別を問わない。)

第6条(申込)

1. 利用者は、所定の申込書を、所定の方法によりNISA取扱業者に提出し(インターネットバンキングにて申込みを行う場合はこの限りでない)、NISA取扱い事業者において利用者のNISA制度における非課税口座が開設されたことをもって、次条に規定する拠出金を、拠出することができる。
2. 利用者は、「〈ひろぎん〉ダイレクトバンキングサービス」の申込みを必須とする

第7条(拠出金)

1. 拠出金は、利用者の個人口座から口座振替方法により拠出するものとする。
2. 利用者のリスクを軽減する観点から、拠出金について口座振替からの定時定額の積立方式による拠出を原則とする。
3. NISA取扱業者は、NISA制度における非課税口座の年間投資枠及び非課税保有限度額を超える拠出がなされた場合には課税での投資とし、拠出を休止する場合には、利用者からその旨の申請を受けるものとする。

第8条(・拠出の休止・再開及び拠出金額の変更)

1. 利用者は、所定の申込方法による申請を、所定の方法によりNISA取扱業者に行うことにより、拠出を休止することができる。
2. 前項の申請により拠出を休止した利用者は、所定の申込方法による申請を、所定の方法によりNISA取扱業者に行うことにより、拠出を再開することができる。
3. 利用者は、拠出金額の変更を希望する場合には、所定の申込方法による申請を、所定の方法によりNISA取扱業者に行うことにより、拠出金額を変更することができる。

第9条(奨励金)

1. 事業主は、利用者に対して、事業主の完全な裁量により別途定める奨励金を付与するものとする。
2. 奨励金に関する詳細な事項については、別途附則にて定めることとする。

第 10 条(利用規定)

1. 利用者は、課税取引により本制度を活用する場合を除き、第 3 条に規定する NISA 取扱業者において NISA 制度における非課税口座を開設するものとする。
2. 利用者は、第 6 条、第 8 条に規定する申込、休止・再開・変更その他の手続を、NISA 取扱業者の所定の用紙又はウェブサイトにより行う。

第 11 条(運用商品の選択・変更)

1. 本制度による運用対象となる金融商品は、NISA 取扱業者が選定した投資信託等に限定するものとする。
2. 事業主は、NISA 取扱業者が前項の運用対象となる金融商品を選定するに当たって、NISA 取扱業者に対し、従業員の代表者等の意見を伝えることができる。
3. 利用者は、第 6 条に規定する申込に際して、第 1 項に規定する投資信託等の中から運用商品を選択するものとする。
4. 利用者が運用商品の追加又は変更等を希望する場合には、所定の申込方法による申請を、所定の方法により NISA 取扱業者に行うことにより、運用商品を変更することができる。

第 12 条(金融経済教育)

利用者は、第 6 条に規定する申込に際して、また、本制度の利用期間中、継続して、事業主が定める金融経済教育を受けるものとする。(退職等に理由により当社の役職員でなくなった場合はこの限りではない)

第 13 条(自己責任)

利用者は、本制度の利用に当たって、投資判断、運用商品の選択、拠出金の設定、取引履歴・資産残高・年間投資枠・非課税保有限度額の費消状況の確認及び NISA 取扱業者から提供を受ける情報の採否等については、利用者本人の自己責任のもとで行うものとする。

※奨励金を付与しない場合、第 14 条は削除しても差し支えありません。

第 14 条(資産形成目的の対象と目的外売却の制限)

本制度は、第 1 条に規定する多様なライフスタイルへの対応力を向上させることにより、役職員等の福利厚生を増進を図ることを目的とするものであり、利用者は、当該目的に適合しない資産の売却・取崩し等の行為は、原則として行わないものとする。

第 15 条(個人情報の取扱い)

利用者は、本規約に基づき事業主及び NISA 取扱業者が利用者に対する支援を円滑に行うことができるようにするため、自己の個人情報を事業主及び NISA 取扱業者が使用すること並びに事業主と NISA 取扱業者の間で必要な範囲で開示及び共有することに同意する。